

(別紙)

## 基準認証等の見直し

### 1 国が関与する基準認証等の範囲の見直し

安全の確保や取引の効率化等基準認証等の政策目的には、事故又は災害発生時の社会・経済的影響等から国が関与しなければ達成できないものがある一方、技術の進展等に伴い、国による基準認証等によらなくとも、事業者による自主的な取組によって達成できるものも多くなってきている。

したがって、個々の基準認証等の制度について、真に国が関与した仕組みとして維持する必要があるかどうかについて抜本的な見直しを行う。

### 2 自己確認・自主保安を基本とした制度への移行

上記の見直しを経た上で、なお国が関与した制度を維持する必要がある場合においても、政府が自ら検査を行うのは、違反発生時の影響（危険等）が到底看過し得ないほど重大であるなどその危険の大きさ、発生の蓋然性等を踏まえ、国民意識の上からも行政処分権限を持つ官庁が自ら対応すべきものと思われるものに限定することとし、次の措置を講ずる。

#### ア 事業者の自己確認・自主保安

行政効率化の推進や、企業コストの低減の観点から、国は基準の設定及び当該基準の遵守状況の監視等を行うにとどめ、対象分野の特性を踏まえた事後措置を整備した上で、事業者の自己確認・自主保安とすることについて検討を行う。その際、製品の作り手自体に責任を負わせることが最も確実・効果的に製品等の不具合の発生を抑制するという自己責任の考え方を重視する。

具体的には、検査検定制度のうち、保護法益の面から比較的危険度が小さいものであって、かつ違反による危害発生の蓋然性も小さいものについては、現在、政府が行っている検査検定業務を事業者自身にゆだね、自己確認・自主保安化する。

なお、自己確認・自主保安を基本とする場合においては、消費者等の市場に参加する者への十分な情報提供が前提となることから、行政庁における情報公開はもとより、事業者側においても情報提供を促進する等の取組を行うことが期待される。

#### イ 第三者認証

次に、事業者の自己確認・自主保安のみにゆだねることが必ずしも適当でない場合であっても、直ちに国による検査を義務付けることとするのではなく、自己確認・自

主保安を基本としつつ、国際ルールを踏まえ、公正・中立な第三者による検査等を義務付ける仕組み（第三者認証）とすることについて十分な検討を行う。

具体的には、ある程度の危険度や危害発生の蓋然性が認められるものについては、国民の安全を確保するために、事業者だけでなく、第三者も関与した仕組みを設けることとするが、この場合であっても、あくまで事業者の自己確認・自主保安を基本とし、これを補完する意味で、第三者の検査を受検することを義務付ける形にするよう検討する。

#### ウ インセンティブ制度の導入

上記ア及びイの場合において、一律にすべての事業者に対して自己確認・自主保安や第三者認証とすることが不適當な場合にあっては、優良な実績を有する事業者に対して選択的に自己確認・自主保安や第三者認証を認める等のインセンティブ制度の導入を積極的に検討する。

#### エ 国の代行機関（指定検査機関等）

現在、国の代行機関（指定検査機関等）が検査を行っている基準認証等についても、以上の見直し・検討を行い、技術の進歩等を踏まえつつ、引き続き将来における自己確認・自主保安又は第三者認証への移行を検討することとする。

また、指定検査機関等による検査を存続させる場合であっても、原則として、その指定要件を公益法人に限定することなく、公正・中立性を確保し、かつ能力を有する民間法人にその業務を開放するとともに、検査機関相互の競争を促進する観点から、複数の機関の参入を可能とする。

### 3 基準の国際的整合化・性能規定化、重複検査の排除等

#### ア 国際的整合化

国際規格が既に存在するものについて、その妥当性を検証した上で、当該国際規格との整合化を図るほか、国際規格の存在しないもの等について、我が国の規格に基づく国際規格の提案や採用の働き掛けを行い、また、外国データの受入れや相互承認を推進する。

#### イ 性能規定化

基準の内容が、技術革新に対して柔軟に対応できるものとなるよう、現在仕様規定となっている基準については、原則としてこれをすべて性能規定化するよう検討を行う。

#### ウ 重複検査の排除等

検査の実施に当たり、複数の基準に係る検査が行われる場合には、類似の検査事項

については重複検査を排除する等、事業者の負担軽減のための措置を講ずる。

(注) 上記の見直しに当たっては、行政改革推進本部規制改革委員会の規制改革についての見解の第2章14 - 1の指摘を踏まえるものとする。